

児童ポルノ等の自画撮り被害から
青少年を守る施策の充実に関する
要望書

平成30年3月

大 阪 府

1. 青少年が児童ポルノ等の自画撮り被害に遭わないようにするため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正などにより、被害に繋がる青少年への働きかけ自体を抑止する等の更なる規制について検討すること。
2. 自画撮り被害は、その大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生していることから、青少年が被害に遭うことのないよう、効果的なコミュニティサイト対策を行うこと。

<要望理由>

1. スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、18歳未満の青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに遭う事案が後を絶たない。

特に、近年、だまされたり、脅されたりして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる「自画撮り被害」が増加している。

警察庁の調査によると、自画撮り被害に遭った児童は、平成24年の207人から平成29年には515人に増加しており、児童ポルノ被害全体の約4割を占めている。

画像が一旦インターネット上に拡散すると完全に消し去ることができず、その被害は深刻であり、未然防止を図ることが喫緊の課題である。

このため、大阪府においては、OSAKAスマホサミットや指導者向けネットトラブル防止研修をはじめとした青少年のネットリテラシーを高める取組など、様々な機会を捉えて注意喚起に努めているが、被害の減少には至っていない。

こうした中、東京都及び兵庫県が条例を改正し、威迫し、欺き又は困惑させる等の方法により児童ポルノ等の提供を求める行為を罰則付きで禁止する規定を追加した。

しかしながら、自画撮り被害は、要求者と被要求者が異なる都道府県に所在することが多いと考えられることから、条例で対応するには限界がある。また、児童ポルノ等を要求する行為は児童ポルノ禁止法において禁止されている製造、提供、所持等と関連する一連の行為であることから、この行為に処罰を創設する場合は、法律により対応するのが相応しいと考える。

2. 警察庁の調査によると、平成29年に自画撮り被害に遭った児童は515人で、その約80%は面識のない相手に画像を送信している。また、そのうち、約92%の児童がコミュニティサイトで知り合っている。

これらのことから、青少年がコミュニティサイトを介して自画撮り被害に遭わないよう、その実態等を調査し、電気通信事業者等と協議のうえ、被害防止に有効な技術の開発や普及促進など、効果的な対策を早急に講じることが必要である。

平成30年3月29日

大阪府知事 松井 一郎